

公文書部分公開決定通知書

横福地第413号  
令和6年(2024年) 1月19日

林弘法律事務所 弁護士 山中 理司 様

(実施機関) 横須賀市長 上地 克明 印



令和6年1月12日に公開請求がありました公文書については、次のとおり公開することに決定しましたので、横須賀市情報公開条例第11条第2項及び第3項の規定により通知します。ただし、当該公文書には、公開することができない部分があることを御了承ください。

公開請求に係る公文書の名称又は内容	横浜地裁横須賀支部令和3年(ヨ)第16号 面会妨害禁止仮処分申立事件の和解調書
公開の実施方法	1 閲覧      2 視聴      3 写しの交付
公開の日時及び場所	郵送により交付しますので、令和6年2月19日(月)までに手数料及び郵送に要する費用を市政情報コーナーまでお送りください。
公開しない部分の概要及び理由	(概要) 債権者の住所、氏名及び生年月日 被成年後見人氏名  (理由) 条例第7条第1号(個人に関する情報)該当  上記に記載した情報は個人に関する情報であって、これを公開した場合、特定の個人の権利利益が害される恐れがあるため
公開しない理由が消滅する期日	令和 年 月 日
事務担当課	民生局福祉こども部 地域福祉課 電話 046-822-9613

注1 公開しない理由が消滅する期日の欄は、1年以内に公開しない理由が消滅する場合に記入してあります。

2 公開の実施に際しては、この通知書を提示してください。

この決定について不服のある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横須賀市長に対して審査請求をすることができます。また、前記の審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横須賀市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

これは正本である。  
令和4年3月16日  
横浜地方裁判所横須賀支部  
裁判所書記官

福田



審尋調書（第5）（和解）

事件の表示	令和3年（㉟）第16号
期日	令和4年3月9日午後4時00分
場所	横浜地方裁判所横須賀支部審尋室
裁判官	野原利幸
裁判所書記官	福田 斉
出頭した当事者等	債権者代理人 吉田路易 同 柳原佑多 債務者 小林秀俊

審尋の要領

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

債権者

同代理人弁護士

同

同

門馬博

吉田路易

柳原佑多

神奈川県横須賀市大滝町1丁目26番地 清水ビル3階

債務者

成年後見人

小林秀俊

第2 請求の表示

申立の趣旨及び理由は、仮の地位を定める仮処分命令申立書のとおり

### 第3 和解条項

- 1 債務者は、債権者に対し、次のとおり、XX  
(以下「本人」という。)と面会させる。以下では、債権者と本人との面会を単に「面会」という。
  - (1) 面会の頻度は月1回程度、面会の時間は30分程度とし、具体的な日時については、債権者又はその代理人と横須賀市役所職員との間で協議して決定する。ただし、本人及び債権者の体調に問題がない場合には、面会時間を最長1時間まで延長することができる。
  - (2) 面会の場所は、横須賀市総合福祉会館又はその他の横須賀市内の公共施設とする。ただし、債権者若しくは本人が入院したときは、面会の場所について、債権者又はその代理人と横須賀市役所職員との間で協議するものとする。
  - (3) 病気その他のやむを得ない事情により、債権者と本人のいずれかが面会日時の変更を希望するときは、変更を希望する側の者又はその代理人は、他方に対し、速やかにその旨を連絡し、面会の振替日時を協議して決定する。
  - (4) 横須賀市役所職員又は本人の入所する施設の職員は、本人の健康状態に鑑み、後見的判断により、前項の面会日時の変更を債権者に申し入れることができる。
  - (5) 債務者は、本人が危篤状態となったことを知ったときは、できる限り速やかに、その旨及び本人の所在地を債権者に通知し、債権者が本人と面会することを積極的に妨げないことを約する。
  - (6) 債務者は、債権者が危篤状態となったことを知ったときは、できる限り速やかに、その旨を本人に通知し、本人が債権者と面会することを積極的に妨げないことを約する。
  - (7) 横須賀市役所職員、付添いヘルパー、本人の長男及び債権者代理人並びに債務者は、面会に立ち会うことができる。
  - (8) 債権者又はその代理人は、本人の長男が面会に立ち会うときは、上記(1)本文

の協議（以下「事前協議」という。）の際に横須賀市役所職員に対し、その旨を告知しなければならず。事前協議の際にやむを得ない事情によってこれを告知できなかつたときは、面会日までに、横須賀市役所職員に対し、本人の長男が面会に立ち会うこと及びこれを事前協議の際に告知できなかつた理由を説明しなければならない。

(9) 債務者は、自身が面会に立ち会うときは、立ち会うことが決まり次第、債権者又はその代理人に対し、その旨を通知する。

(10) 債権者代理人は、自身が面会に立ち会うときは、立ち会うことが決まり次第、債務者に対し、その旨を通知する。

2 債権者は、前項の面会に際し、次のとおり注意事項を遵守する。

(1) 債権者は、本人、横須賀市役所担当者、付添いヘルパー及び介護タクシー従業員並びに債務者に対し、暴言、暴行、その他危害を与えるおそれのある行為を行わない。

(2) 債権者は、本人、横須賀市役所担当者、付添いヘルパー及び介護タクシー従業員並びに債務者に対し、本人が入所する施設の名称や周辺環境を尋ねることをしない。

(3) 債権者は、本人を連れ去ることをしない。

(4) 債権者は、面会の時間内であっても、本人の病気その他のやむを得ない事情により、面会が中止される場合があることを承知する。

3 上記に定めるもののほか、債権者又は本人の体調の変化に伴い、面会の方法等について、債権者又はその代理人と横須賀市役所職員との間で協議するものとする。

以上

裁判所書記官 福田



横須賀が好き!



YOKOSUKA CITY SINCE 1907

## 横須賀市

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地  
横須賀市ホームページ <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/>

担当 総務部総務課 市政情報コーナー  
電話 046-822-8186(直通)  
FAX 046-826-1682

市の手続きやイベントに関するお問い合わせは  
コールセンターへ 電話 046-822-2500  
番号のかけ間違いにご注意ください  
あさ8時~よる8時(年中無休)

リサイクル適性®

本封筒は、板紙へリサイクルできます。

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル2・3階

林弘法律事務所 弁護士 山中理司様

料金後納  
郵便

5  
3  
0  
0  
0  
4  
7





## 横須賀市民憲章

私たちの横須賀は、海と緑に恵まれた自然と世界に開かれた交流の歴史のもとで、魅力ある都市をめざし、常に新しいまちづくりに挑戦する気概を身につけてきました。

21世紀を迎え、私たちは中核市としての新たな出発を機に新しい時代の先駆けとしての意欲を持ち、市民、企業、行政が共に手を携え、郷土の歴史と文化を尊重し、さらに魅力あるまちづくりをすすめるためにこの憲章を定めます。

- 1 すべての国々や人々との交流を深め、国際社会に貢献します。
- 2 海と緑の豊かな自然を守り、うるおいと活気のあるまちをつくります。
- 3 子どもが健やかに育ち、だれもが生きがいを持てるまちをめざします。
- 4 お互いに助け合い、すべての人々が安心して生活できる地域社会を築きます。
- 5 災害に強い、安全で暮らしやすいまちを実現します。

(平成13年12月18日議決)